

室蘭市 原油価格・物価高騰等対策支援給付金 交付要綱

令和4年7月13日策定

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期化するコロナ禍において、原油価格や物価の高騰が続く中、特に影響を受けている小規模な事業者、生活衛生関連事業者、運輸業者等に対して、事業を継続するための支援として交付する、室蘭市原油価格・物価高騰等対策支援給付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 室蘭市原油価格・物価高騰等対策支援給付金をいう。
- (2) 事業所等 事務所、営業所、店舗など、事業活動が行われている場所をいう。
- (3) 常時使用する従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく、予め解雇の予告を必要とする者のことをいい、かつ次の各号のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 会社役員であること。ただし、従業員を兼務する役員は除く。
 - イ 個人事業主本人、及びその同居する親族従業員であること。
 - ウ 申請日時点で、育児休業中、介護休業中、傷病休業中、又は休職中の社員であること。
 - エ 日々雇い入れられる者、又は2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者であること。
 - オ 1か月の所定労働時間が同一の事業所等に雇用される通常の従業員の所定労働時間と比べて4分の3以下のパートタイム労働者等であること。
- (4) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業をいう。
- (5) 小規模企業 中小企業基本法に定める小規模企業をいう。
- (6) 特定事業者とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。
 - ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に定める許可を得て、「一般貨物自動車運送事業」、又は「特定貨物自動車運送事業」を営む個人又は法人、又は同法に定める届出を行い、「貨物軽自動車運送事業」を営む個人又は法人をいう。いずれも当該事業に使用する自動車を2台以上所有する事業者であること。
 - イ 道路運送法（昭和26年法律183号）に定める許可を得て、「一般貸切旅客自動車運送事業」又は「特定旅客自動車運送事業」を営む個人又は法人で、

当該事業に使用する乗合自動車を2台以上所有する事業者

- ウ 海上運送法（昭和24年法律第187号）に定める許可を受け、「旅客定期航路事業」又は「旅客不定期航路事業」を営む個人又は法人、又は漁船を除く自航できる船舶を他者からの発注等により使用する事業を主たる事業とする個人又は法人をいう。いずれも事業に使用する船舶を2隻以上所有する事業者であること
- エ 旅行業法（昭和27年法律第239号）に定める登録を受け、「旅行業」を営む個人又は法人
- オ 理容師法（昭和22年法律第234号）第11条に定める届出を行い、確認証が交付されている事業所等を営業する個人又は法人
- カ 美容師法（昭和32年法律第163号）第11条に定める届出を行い、確認証が交付されている事業所等を営業する個人又は法人
- キ 旅館業法（昭和23年法律第138号）に定める許可を得て、「旅館・ホテル業」を営む個人又は法人。ただし、旅館・ホテルは多人数が長時間滞在する施設であることから、営業する旅館・ホテルにおいて、施設・設備等に係る各種関係法令を遵守していること。
- ク クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第1項に定める届出を行い、確認証が交付されている事業所等を営業する個人又は法人
- ケ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に定める許可を受け、飲食店営業又は喫茶店営業を行う個人又は法人

（給付金の交付対象者）

第3条 給付金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

- （1）令和4年6月1日以前より、室蘭市内の事業所等において事業を開始しており、今後も継続して事業を行う事業者等であること。
- （2）全ての事業所等において、常時使用する従業員数が5人以下の事業者等であること。ただし、特定事業者はこの限りではなく、中小企業、小規模企業又は個人事業者であること。
- （3）室蘭市に事業所等があること。ただし、特定事業者は、本店所在地又は住所が室蘭市であること。
- （4）新型コロナウイルス感染拡大防止に係る業種別ガイドラインを遵守している事業者であること。
- （5）国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でないこと。
- （6）政治団体、宗教上の組織若しくは団体でないこと。ただし、収益事業を行い所得税が課税されている場合は、この限りではない。

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者等でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員若しくは反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）でないこと、又は暴力団等と関係を有する者でないこと。
- (9) 過去にこの要綱に基づく給付金、室蘭市生活環境部地域生活課が行う室蘭市原油価格・物価高騰等対策支援給付金（公衆浴場）又は室蘭市都市建設部都市政策推進課が行う室蘭市公共交通事業者原油価格・物価高騰対策支援金の交付を受けた事業者でないこと。

（給付金の基本額）

第4条 申請者へ交付する給付金の基本額は、5万円とする。ただし、特定事業者にあつては、次のとおりとする。

- (1) 第2条第6号アからウまでのいずれかに該当する特定事業者は、中小企業の場合は30万円、小規模企業の場合は10万円、個人事業者の場合は5万円とする。
- (2) 第2条第6号エからクまでのいずれかに該当する特定事業者は、中小企業の場合は30万円、小規模企業又は個人事業者の場合は10万円とする。
- (3) 第2条第6号ケに該当する特定事業者は、中小企業の場合は30万円、小規模企業又は個人事業者の場合は5万円とする。

（給付金の加算額）

第5条 第2条第6号アからウまでのいずれかに該当する特定事業者は、令和4年6月1日時点で、事業に使用し、所有する貨物自動車若しくは乗合自動車の台数又は他者からの発注等により使用し、所有する船舶（自航できるもの。漁船を除く。この条において同じ。）の隻数により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について、給付金の基本額に加算する。ただし、当該各号の2以上に該当する場合には、いずれか大きい額を加算することとする。なお、市長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 第2条第6号アに該当する特定事業者は、次に掲げる貨物自動車の区分に応じ、当該区分に定める額の合計額
 - ア 大型貨物自動車（最大積載量6.5トン以上） 1台につき3万円
 - イ 中型貨物自動車（最大積載量3トン以上6.5トン未満） 1台につき2万円
 - ウ 小型貨物自動車（最大積載量3トン未満） 1台につき1万円
 - エ 軽貨物自動車 1台につき5千円
- (2) 第2条第6号イに該当する特定事業者は、次に掲げる乗合自動車の区分に応じ、

当該区分に定める額の合計額

ア 大型乗合自動車（車両全長9メートル以上又は旅客席数50席以上） 1台につき3万円

イ 中型乗合自動車（大型、小型乗合自動車以外のもの） 1台につき2万円

ウ 小型乗合自動車（車両全長7メートル以下かつ旅客席数29席以下） 1台につき1万円

(3) 第2条第6号ウに該当する特定事業者は、次に掲げる船舶の区分に応じ、当該区分に定める額の合計額

ア 旅客定員13人以上の船舶 1隻につき3万円

イ 旅客定員12人以下で、人の運送をする船舶 1隻につき1万円

ウ ア及びイを除く総トン数20トン以上の船舶 1隻につき3万円

エ ア及びイを除く総トン数20トン未満の船舶 1隻につき1万円

(給付金の交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、室蘭市ホームページ又は室蘭市が作成するLINEアカウント上に設置する電子申請フォームを通じた電子申請による方法、又は室蘭市原油価格・物価高騰等対策支援給付金交付申請書兼同意書（様式第1から3号）を書面により市長に提出しなければならない。

2 申請者は、次に掲げる書類を前項に掲げる電子申請、または書面により市長に提出しなければならない。ただし、提出が困難であると市長が特に認める場合は、全部又は一部の提出を省略することができる。

(1) 税務署受付印又はe-Taxによる電子申告の受付番号が印字されている、直近事業年度分の所得税確定申告書の写し、市民税・道民税申告書の写し又は法人税確定申告書の写し（申請日時点において、一度も決算期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は法人の登記事項証明書の写し又は法人設立届出書の写し。）。

(2) 個人事業者で所得税確定申告を行っている場合は、前号の所得税確定申告書に係る収支内訳書の写し又は所得税青色申告決算書の写し

(3) 令和4年4月分から6月分までの出納簿等の写し

(4) 中小企業に該当する特定事業者は、常時使用する従業員の氏名が確認できる従業員の名簿等の写し。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類。

3 第2条第6号ウに該当する特定事業者は、前項に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 海上運送法第3条、又は同法21条に基づく許可証の写し。又は、船舶を使用する事業を営んでいることが確認できる書類。

(2) 事業に使用し、所有する船舶の船舶検査証書の写し

4 第1項の申請は、令和4年9月30日までに行わなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(給付金の交付決定)

第7条 市長は、前条の給付金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類等を審査の上、交付又は不交付を決定し、室蘭市原油価格・物価高騰等対策支援給付金交付決定通知書(様式第4号)、又は、室蘭市原油価格・物価高騰等対策支援給付金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(給付金の交付時期)

第8条 市長は、前条の規定により給付金の交付の決定をしたときは、速やかに給付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、虚偽の申請又はその他不正行為により給付金を受給したことが判明した場合は、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付された給付金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月19日から施行する。